中医協 薬-1参考1 2 9 . 3 . 1 5

薬価制度の抜本改革について(その5)

4 中間年の薬価調査・薬価改定について (参考資料)

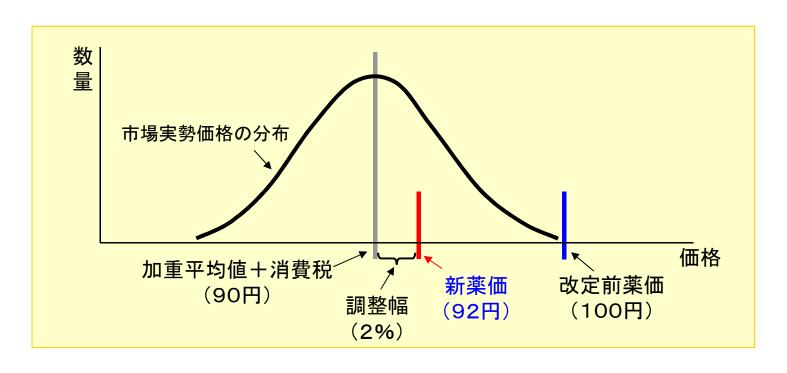
〇昭和62年中央社会保険医療協議会建議(抄)

(2) 部分改正の廃止等

部分改正を廃止し、できる限り迅速な全面改正を実施する。なお、現状においては市場における価格の安定にある程度の期間を要するので、市場価格の形成をまっておおむね2年に1回程度の全面改正になることはやむを得ない。

しかしながら、この間にあって、不当に薬価差を拡大 せしめる行為等が認められた場合には、所要の措置を 講ずることとする。

既収載医薬品の薬価算定方式



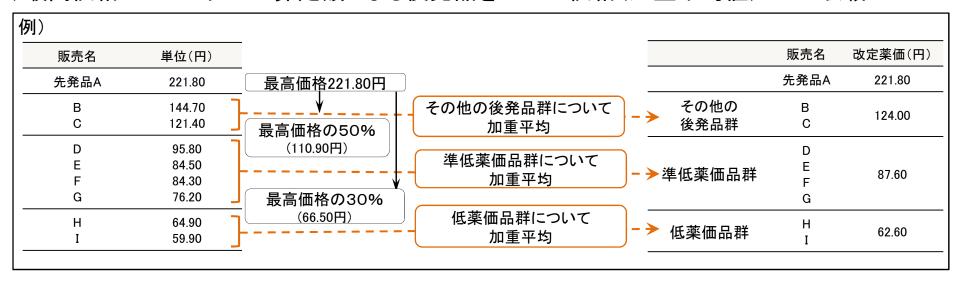
卸の医療機関・薬局に対する販売価格の加重平均値に消費税を加え、更に薬剤流通の安定のための調整幅(改定前薬価の2%)を加えた額を新薬価とする。

新薬価 = 「医療機関・薬局への販売価格の 加重平均値(税抜の市場実勢価格)」 × 1+消費税

× 1+消費税率 + 調整幅 (地方消費税分含む)

既収載医薬品の薬価算定方式

- 後発医薬品の薬価改定 組成、剤形区分、規格が同一である全ての類似品について以下のとおり薬価算定 する。
- (1)最高価格の30%を下回る算定額となる後発品を一つの価格(加重平均値)として収載(統一名収載)
- (2)最高価格の30%以上、50%を下回る算定額となる後発品を一つの価格(加重平均値)として収載
- (3)最高価格の50%以上の算定額となる後発品を一つの価格(加重平均値)として収載



注)平成28年度薬価制度改革においては、現行の3価格帯を維持するが、改定後の価格帯の状況を踏まえ、 更なる価格帯の集約について検討する。